

(FC3) コンクリート委員会規則

平成9年9月9日	制 定
平成18年11月17日	一部改正
平成23年11月18日	〃

(目的)

第1条 コンクリート委員会(以下、「委員会」という)は、土木学会の基本方針にしたがい、コンクリート工学に関する研究、調査を行い、コンクリート工学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 委員会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) コンクリート工学に関連する問題の研究、調査。
- (2) 講習会、講演会、研修会、見学会等の開催。
- (3) コンクリート工学に関連する国内および国外の学協会関係機関との研究連絡。
- (4) コンクリート工学に関する刊行物の企画編集等。
- (5) その他目的達成のために必要な事項。

(存続期間)

第3条 委員会の存続期間は、土木学会委員会規程第2条による。

(構成)

第4条 委員会は、事業を遂行するため、常任委員会および幹事会を設置する。また、土木学会委員会規程第6条により、必要あるときは、小委員会を設け、特定の事項について研究、調査等を行うことができる。

- 2 委員会は、委員長1名、委員70名程度、および委員会顧問若干名をもって構成する。委員の内30名程度を常任委員(幹事若干名および幹事長1名を含む)とする。なお、必要あるときは副委員長1名をおくことができる。
- 3 常任委員会は、委員長および常任委員をもって構成する。常任委員会は、委員会の事業の計画、立案等を行い、委員会の円滑な運営を図るものとする。
- 4 幹事会は、委員長、幹事長、および幹事をもって構成する。幹事会は、委員長を補佐し、委員会および常任委員会の事務を処理する。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第5条 次期委員長は、現常任委員の過半数の賛同を得て候補者を選出し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。委員長の任期は1期2年とし、1回の再任は妨げない。任期の区切りは、原則として3月31日とする。

- 2 委員はコンクリート工学の発展に熱意のある土木学会会員の中から委員長が指名し、会長が委嘱する。委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。任期途中で委員が交代するときは、後任委員の任期は前任者の任期を引き継ぐものとする。任期の区切りは、原則として3月31日とする。
- 3 常任委員は、委員の中から委員長が指名し、会長が委嘱する。
- 4 副委員長を選出する場合には、常任委員の中から委員長が指名し、会長が委嘱する。
- 5 幹事長および幹事は、常任委員の中から委員長が指名し、会長が委嘱する。
- 6 委員会顧問は、委員長が指名し、会長が委嘱する。委員会顧問の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

7 小委員会の委員長は、原則として常任委員の中から委員長が指名し、会長が委嘱する。常任委員以外から選出する場合には、常任委員に加え、次期改選の間まで常任委員の定数を増加することができる。

8 小委員会の委員は、小委員会の委員長の推薦により委員長が指名し、会長が委嘱する。

(運営)

第6条 委員会および常任委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて、文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催にかえることができる。

3 委員会は、原則として年1回開催する。

4 常任委員会は、必要に応じて隔月に1回程度開催する。

5 幹事会は、必要に応じて随時開催する。

6 常任委員会は、土木学会委員会規程第9条の規定および理事会の決定に従い、「事業計画および予算」を作成し、調査研究部門担当理事の承認を経て会長に提出する。

7 常任委員会は、土木学会委員会規程第10条の規定および理事会の決定に従い、「事業報告書」を作成し、調査研究部門担当理事の承認を経て会長に提出する。

8 常任委員会は、土木学会委員会規程第8条の規定に従って、毎年度、事業成果を理事会に報告するとともに、土木学会誌・土木学会ホームページ等を通じて会員等に公表する。

(事務局)

第7条 委員会の担当事務局は、研究事業課とする。

(規則の変更)

第8条 この規則の変更は、委員の過半数の賛同を得た後、理事会において行う。

附則（平成9年9月9日） この内規は、平成9年9月9日から施行する。

附則（平成18年11月17日 理事会議決） この変更内規は、平成18年11月17日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。